

特定調達品目及び判断の基準等（案）（物品・役務変更箇所抜粋）

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	<p>【判断の基準】</p> <p>金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は、木質の場合は、紙の場合はの要件を満たすこと。また、材料に木質が含まれている場合は、紙が含まれている場合で原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合はの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源、又は、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材が使用されていること。</p> <p>次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ．紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>材料に木質が含まれている場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>材料に紙が含まれている場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>注）文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準（印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみ上記の判断の基準を適用する。</p>
-------	---

朱肉	<p>【判断の基準】 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 インク又は液が補充できること。</p>
連射式クリップ (本体)	<p>【判断の基準】 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
事務用修正具(テープ)	<p>【判断の基準】 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 消耗品が交換できること。</p>
ブックスタンド	<p>【判断の基準】 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
ダストブロー	<p>【判断の基準】 オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数150以上の物質が含まれていないこと。</p> <p>【配慮事項】 ハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。</p>
メディアケース (FD・CD・MO用)	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 植物を原料とするプラスチックが使用されていること。</p>

絵筆	<p>【判断の基準】 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
つづりひも	<p>【判断の基準】 主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
タックラベル	<p>【判断の基準】 主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p>
インデックス	
付箋紙	
ごみ箱	<p>【判断の基準】 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>

リサイクルボックス	<p>【判断の基準】 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
-----------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステープラー」には、針を用いない方式のものを含む。
- 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。
- 3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
- 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料または製品をいう。
- 7 「地球温暖化係数」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 4 条に定められた係数とする。
- 8 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 9 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分すべてを、部分が交換不可能な場合（ワンウェイ）は、当該部分（インク等）のみを製品全体重量から除く。
- 10 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を製品全体重量から除く。
- 11 平成 20 年度において、市場動向を勘案しつつ、以下の品目の判断の基準について見直しを実施することとする。
 シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、スタンブ台、定規、事務用修正具（液状）、ペンスタンド、OA クリーナー、レターケース、マウスパッド、のり（液状）、のり（固形）、のり（テープ）、ファイリング用品、つぶりひも、ホワイトボード用イレーザー
- 12 木質及紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

4．オフィス家具等

(1) 品目及び判断の基準等

<p>いす</p> <p>机</p> <p>棚</p> <p>収納用什器（棚以外）</p> <p>ロ - パ - ティション</p> <p>コートハンガー</p> <p>傘立て</p> <p>掲示板</p> <p>黒板</p> <p>ホワイトボード</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>大部分の材料が金属類である棚または収納用什器（表1に示された区分の製品に限る。）にあつては の要件を、それ以外の場合にあつては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は 、木質の場合は 、紙の場合は の要件を満たすこと。また、材料に木質が含まれている場合は ア、紙が含まれている場合は イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．表1に示された区分ごとの基準を上回らないこと。</p> <p>イ．表2のリデュース及びリサイクル配慮設計の評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。</p> <p>再生プラスチックがプラスチック重量の 10%以上使用されていること。</p> <p>次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材が使用されていること。</p> <p>イ．材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h 以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。</p> <p>イ．紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>材料に木質が含まれる場合にあつては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出さ</p>
--	---

	<p>れたものであること。</p> <p>材料に紙が含まれている場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
--	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

2 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいう。

3 判断の基準 に次式の算定方法による「単一素材分解可能率」を設定するものとし、次式における部品数の定義及び単一素材分解可能率の数値については、平成19年度中に検討を行うこととする。

$$\text{単一素材分解可能率}(\%) = \text{単一素材まで分解可能な部品数} / \text{製品部品数} \times 100$$

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

5 放散速度が0.02mg/m²h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア．対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F の基準を満たしたもの。

イ．上記ア．以外の木質材料については、日本工業規格A1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

6 判断の基準 の適用については、対象品目の耐久性、長期使用性等の特性から、製品のモデルチェンジに要する期間等を勘案し、事業者が判断の基準を満たす製品の円滑な開発・製造及び市場供給のため、平成20年3月31日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、判断の基準 または判断の基準 から の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とする。

7 木質及び紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

表1 大部分の材料が金属類である棚または収納用什器に係る機能重量の基準（例示）

区 分		機能重量の基準（kg）
の天板	面積当たり	##.#
の地板	面積当たり	##.#
の棚板	30kg未満	##.#
	30kg以上 40kg未満	##.#
	：	：
	100kg以上	##.#
：	：	：

備考) 1 「機能重量」とは、当該機能を維持するために使用される金属の総重量または機能当たりの金属の重量をいう。

2 棚板に適用される機能重量の基準は、棚板が支持する重量の区分ごとの基準である。

表2 大部分の材料が金属類である棚または収納用什器に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること
		その他の部品は容易に取り外しができること
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること
材質ごとに分別できる工夫を図っていること		

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

5 . O A 機器

5 - 1 コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

<p>コピー機</p> <p>複合機</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>< 共通事項 ></p> <p>古紙パルプ配合率100%の再生紙に対応可能であること。 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア . リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。</p> <p>イ . 特定の化学物質についての使用が制限されたコピー機等であること。</p> <p>< 個別事項 ></p> <p>コピー機</p> <p>ア . コピー機（毎分 86 枚以上の複写が可能なもの、カラーコピー機能を有するもの及び大判コピー機を除く。）にあつては、表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと（表 1 中「 」の欄にあつては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。）</p> <p>イ . 大判コピー機（カラーコピー機能を有するものを除く。）にあつては、表 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>複合機</p> <p>ア . 複合機（大判複合機を除く。）にあつては、表 4 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ . 大判複合機にあつては、表 5 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機</p> <p>ア . 拡張性のあるデジタルコピー機（拡張性のある大判デジタルコピー機を除く。）のうちカラーコピー機能を有するものにあつては表 6 に示された区分ごとの基準、それ以外のもの（毎分 86 枚以上の複写が可能なものを除く。）にあつては表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと（表 1 中「 」の欄にあつては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。）</p> <p>イ . 拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表 7 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>消耗品として使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--	--

- 備考) 1 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行うシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、「再生型機」又は「部品リユース型機」を指す。
- 1) 「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。
 - 2) 「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。
- 2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモピフェニル、ポリプロモジフェニルエーテルをいう。
- 3 特定の化学物質の使用については、JIS C 0950 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。
- 4 表1中「 」を記した区分のものは、本項の判断の基準の対象とする「コピー機」及び「拡張性のあるデジタルコピー機」に含まれないものとする。
- 5 「大判コピー機」、「大判複合機」及び「拡張機能付き大判デジタル複写機」とは、A2サイズ又は17"×22"サイズ以上の用紙を処理するコピー機、複合機及び拡張機能付きデジタルコピー機をいう。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 7 リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準の共通事項ア及びイについて併記すること。
- 8 コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器式カートリッジを有する場合には、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

表1 コピー機及び拡張性のあるデジタルコピー機に係る基準エネルギー消費効率等の基準

コピー速度(CPM:1分 当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率				両面 コピー機能
	A4機	B4機	A3機	A3Y機	
0 < CPM 10	11				推奨
10 < CPM 20	17		55		
20 < CPM 30			99		必須
30 < CPM 40			125		
40 < CPM 50			176		
50 < CPM 60			205		
60 < CPM 70			257		
70 < CPM 80			286		
80 < CPM 85			369	483	

- 備考) 1 「A4機」、「B4機」、「A3機」及び「A3Y機」とは、それぞれA4版の短辺、B4版の短辺、A3版の短辺及びA3版の長辺を最大通紙幅とするコピー機をいう。
- 2 「コピー速度」とは、A4版普通紙へ連続複写を行った場合の1分当たりのコピー枚数をいう。
- 3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピーすることができる機能とする。以下表2について同じ。
- 4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表2について同じ。
- 5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表2について同じ。
- 6 エネルギー消費効率の算定は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく通商産業省告示第193号（平成11年3月31日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

表2 コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準（表1「 」印部分）

コピー速度 (CPM:1分当たりのコピー枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードへの移行時間	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間	両面コピー機能
0 < CPM 20	-	-	-	5W	30分	推奨
20 < CPM 44	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒	15W	60分	必須
44 < CPM	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒 (推奨)	20W	90分	必須

備考) 1 「コピー速度」とは、1分当たりのコピー枚数(CPM)をいう。以下表3について同じ。

両面コピーについてはコピー枚数を2枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、A4サイズ用の紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの1分当たりのコピー枚数を次のようにA4サイズ用の紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

- A2サイズの用紙は、コピー枚数を4倍すること。
- A1サイズの用紙は、コピー枚数を8倍すること。
- A0サイズの用紙は、コピー枚数を16倍すること。

- 2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表3から7について同じ。
- 3 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表3、6及び7について同じ。
- 4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。以下表3から7について同じ。
- 5 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表3、6及び7について同じ。

表3 大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM:1分当たりのコ ピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
0 < CPM 40	-	-	-	10W	30分
40 < CPM	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒 (推奨)	20W	90分

表4 複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの出 力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	スリープ モード 消費電力	スリープ モード への移行時間	両面 コピー 機能
0 < IPM 10	-	-	25W	15分	推奨
10 < IPM 20	-	-	70W	30分	推奨
20 < IPM 44	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒	80W	60分	必須
44 < IPM 100	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	95W	90分	必須
100 < IPM	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	105W	120分	必須

備考) 1 「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度における1分当たりの白黒画像の出力枚数(ipm)をいう。以下表5から7について同じ。

両面の画像出力については出力枚数を2枚と計算する。複写速度と印刷速度が異なる場合は、いずれか速いものとする。

一画像は、A4サイズ又は8.5"×11"サイズの使用紙に、各辺からの余白を1インチ(2.54cm)、使用フォントを12ポイント、行間を一行とした白黒画像とする。

- 2 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表5について同じ。
- 3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面を画像出力することができる機能とする。以下表6について同じ。
- 4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表6について同じ。
- 5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表6について同じ。
- 6 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表5について同じ。
- 7 低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表5から7について同じ。

表5 大判複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM：1分当たりの出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	スリープモード消費電力	スリープモードへの移行時間
0 < IPM 40	-	-	70W	30分
40 < IPM	$4.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	105W	90分

表6 拡張性のあるデジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM：1分当たりの出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間	両面コピー機能
0 < IPM 10	-	-	5W	15分	推奨
10 < IPM 20	-	-	5W	30分	推奨
20 < IPM 44	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒	15W	60分	必須
44 < IPM 100	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒(推奨)	20W	90分	必須
100 < IPM	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒(推奨)	20W	120分	必須

表7 拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM：1分当たりの出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
0 < IPM 40	-	-	65W	30分
40 < IPM	$4.85 \times \text{IPM} + 45\text{W}$	-	100W	90分

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 2 電子計算機（案1に対応）

(1) 品目及び判断の基準等

電子計算機	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブを始めラベル等で容易に確認できること。 一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p> <p>【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池（バッテリー）の駆動時間が必要以上に長くないこと。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 筐体または部品に使用される素材については、可能な限り環境負荷低減に配慮された素材が使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。</p>
-------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

複合理論性能が1秒につき5万メガ演算以上のもの

256超のプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。)が512本以上のもの

演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの

複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの

専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を有しないもの

2 判断の基準 については、パーソナルコンピュータ（ディスプレイ装置含む）に適用することとし、特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。

3 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。）をいう。

4 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PCカード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。

- ア．内蔵モデム、無線 LAN、FDD、CD/DVD、MO 等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択または外部接続可能であること。
- イ．周辺機器を接続するための USB インターフェイスを複数備えていること。
- 5 一般行政事務用ノートパソコンの二次電池（バッテリー）については、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ために必要十分な時間が確保されることで足りる。
- 6 環境負荷低減に配慮された素材であることは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷を定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、当該結果に係る情報を開示・公表することによって担保されるものである。
- 7 各機関は、次の事項に十分留意すること。
 - ア．化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
 - イ．調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
 - ウ．マニュアルやリカバリ CD 等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

表 電子計算機に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率

電子計算機の種別	区 分		基準エネルギー消費効率
	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量	
サーバ型電子計算機	64 本以上		3.1
	8 本以上 64 本未満		0.079
	4 本以上 8 本未満	16 ギガバイト以上	0.071
		16 ギガバイト未満	0.068
	4 本未満	16 ギガバイト以上	0.053
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	0.039
		2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.024
	2 ギガバイト未満	0.016	
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のもの	2 本以上 4 本未満	6 ギガバイト未満	0.027
	2 本未満	2 ギガバイト以上 6 ギガバイト未満	0.0048
		2 ギガバイト未満	0.0038
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの		1 ギガバイト以上 6 ギガバイト未満	0.0026
		1 ギガバイト未満	0.0022

- 備考) 1 「サーバ型電子計算機」とは、クライアント型電子計算機以外のものをいう。
- 2 「入出力用信号伝送路本数」は、演算処理装置と主記憶装置とを接続する信号伝送路(当該信号伝送路と同等の転送能力を有するその他の信号伝送路を含む)から直接分岐するもの又はそれに接続される信号伝送路分割器から直接分岐するものであって、グラフィックディスプレイポート又はキーボードポートのみを介して外部と接続されるもの以外のもののうち、最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものの本数をいう。
- 3 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなく使用され得るものをいう。
- 4 「クライアント型電子計算機」とは、グラフィックディスプレイポート及びキーボードポートを有するもの(グラフィックディスプレイポートに換えてディスプレイ装置を内蔵しているものまたはキーボードポートに換えてキーボードを内蔵しているものを含む)であって、主記憶容量が6ギガバイト未満かつ入出力用信号伝送路本数が4本未満のものをいう。

いう。

- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 50 号（平成 18 年 3 月 29 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 2 電子計算機（案2に対応）

(1) 品目及び判断の基準等

電子計算機	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブを始めラベル等で容易に確認できること。 一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p> <p>【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池（バッテリー）の駆動時間が必要以上に長くないこと。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 筐体または部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックが可能な限り使用されていること。 筐体または筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。</p>
-------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

複合理論性能が1秒につき5万メガ演算以上のもの

256超のプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの

入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。)が512本以上のもの

演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの

複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの

専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を有しないもの

- 判断の基準 については、パーソナルコンピュータ（ディスプレイ装置含む）に適用することとし、特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。
- 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。）をいう。

- 4 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PC カード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。
 - ア．内蔵モデム、無線 LAN、FDD、CD/DVD、MO 等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択または外部接続可能であること。
 - イ．周辺機器を接続するための USB インターフェイスを複数備えていること。
- 5 一般行政事務用ノートパソコンの二次電池（バッテリー）については、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ために必要十分な時間が確保されることで足りる。
- 6 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 7 植物を原料とするプラスチックを使用する場合にあっては、次の事項が担保されていること。
 - ア．製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷を定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、トレードオフを含め第三者の LCA 専門家等により、環境負荷低減効果が確認されるとともに、当該結果に係る情報が開示・公表されていること。
 - イ．使用済み製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。
 - ウ．リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がなされていること。
- 8 各機関は、次の事項に十分留意すること。
 - ア．化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
 - イ．調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
 - ウ．マニュアルやリカバリ CD 等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

表 電子計算機に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率

電子計算機の種別	区 分		基準エネルギー消費効率
	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量	
サーバ型電子計算機	64 本以上		3.1
	8 本以上 64 本未満		0.079
	4 本以上 8 本未満	16 ギガバイト以上	0.071
		16 ギガバイト未満	0.068
	4 本未満	16 ギガバイト以上	0.053
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	0.039
		2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.024
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のもの	2 本以上 4 本未満	6 ギガバイト未満	0.027
	2 本未満	2 ギガバイト以上 6 ギガバイト未満	0.0048
		2 ギガバイト未満	0.0038
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの	1 ギガバイト以上 6 ギガバイト未満	0.0026	
	1 ギガバイト未満	0.0022	

備考) 1 「サーバ型電子計算機」とは、クライアント型電子計算機以外のものをいう。

2 「入出力用信号伝送路本数」は、演算処理装置と主記憶装置とを接続する信号伝送路(当該信号伝送路と同等の転送能力を有するその他の信号伝送路を含む)から直接分岐するもの又はそれに接続される信号伝送路分割器から直接分岐するものであって、グラフィックディスプレイポート又はキーボードポートのみを介して外部と接続されるもの以外のものうち、最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものの本数をいう。

3 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。

4 「クライアント型電子計算機」とは、グラフィックディスプレイポート及びキーボードポートを有するもの(グラフィックディスプレイポートに換えてディスプレイ装置を内蔵しているものまたはキーボードポートに換えてキーボードを内蔵しているものを含む)であって、主記憶容量が6ギガバイト未満かつ入出力用信号伝送路本数が4本未満のものをいう。

5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第50号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 6 磁気ディスク装置

(1) 品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの算定式を用いて算出された値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。

記憶容量が1ギガバイト以下のもの

ディスクの直径が40mm以下のもの

最大データ転送速度が1秒につき70ギガバイトを越えるサブシステム

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	
単体ディスク	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 28.6)$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.3)$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.5)$
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.4)$
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.8)$
	ディスクサイズが40mm超50mm以下であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 27.2)$
	ディスクサイズが40mm超50mm以下であってディスク枚数が2枚以上のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 28.8)$
サブシステム		$E = \text{Exp}(2.00 \times \ln(N) - 19.7)$

備考) 1 基準エネルギー消費効率算定式中のNは、磁気ディスクの回転数(rpm)を表す。

2 \ln は底を e とする対数を表す。

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 51 号(平成 18 年 3 月 29 日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の磁気ディスク装置の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 7 ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	<p>【判断の基準】 表に示された基準を満たすこと。 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。 特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブを始めラベル等で容易に確認できる製品であること。</p> <p>【配慮事項】 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なものとする。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 3 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。
- 4 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 ディスプレイに係るオンモード消費電力等の基準

オンモード（稼働時）消費電力	移行時間	スリープモード消費電力	オフモード消費電力
23W（1メガピクセル未満） 28XW（1メガピクセル以上）	30分	2W	1W

- 備考) 1 「X」はメガピクセル（総画素）数であり、式で得られる消費電力は最も近い整数に切り上げるものとする。
- 2 「オンモード（稼働時）消費電力」とは、製品が電源に接続されて画像を生成する状態をいう。
- 3 「スリープモード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される最初の低電力状態であり、ユーザーまたはコンピュータからの指令によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。
- 4 「オフモード」とは、製品が電源に接続された場合に、画像を表示せず、ユーザーまたはコンピュータからの直接信号によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。

- 5 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則の一部を改正する細則別表第2による。
- 6 ディスプレイの消費電力が常に表に掲げるスリープモード及びオフモードの消費電力以下に維持される場合も基準を満たすものとする。また、一定時間動作されなかった後、スリープモードを経ず、直接オフモードに移行してもよい。

(2) 目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 10 記録用メディア

(1) 品目及び判断の基準等

記録用メディア	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。 再生プラスチックがケース全体重量の30%以上使用されていること。 厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 植物を原料とするプラスチックが使用されていること。 紙製にあっては、古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>【配慮事項】 材料に紙が含まれている場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAMとする。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 木質及び紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度の記録用メディアの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

5 - 1 2 電子式卓上計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子式卓上計算機	<p>【判断の基準】 太陽電池を主電源とした製品であること。 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものである。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

(2) 目標の立て方

当該年度の電子式卓上計算機の調達総量(個数)に占める基準を満たす物品の数量(個数)の割合とする。

5 - 1 3 カートリッジ等

(1) 品目及び判断の基準等

トナーカートリッジ	<p>【判断の基準】 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量（トナーを除く）の50%以上であること。 回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（トナーを除く）の95%以上であること。 回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 トナーの化学安全性が確認されていること。 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 古紙パルプ配合率100%の再生紙に対応可能であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
インクカートリッジ	<p>【判断の基準】 使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（インクを除く）の95%以上であること。 回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 インクの化学安全性が確認されていること。 古紙パルプ配合率70%以上の再生紙に対応可能であること。</p> <p>【配慮事項】 回収したインクカートリッジ部品の再使用又はマテリアルリサイクルの取組がなされていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」または「インクカートリッジ」(以下「カートリッジ等」という。)は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着または付属しているものは含まない。

2 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機等、プリンタ等及びファクシミリなどの機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体及び現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせる構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」または「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニットおよび感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体または現像ユニット単体で構成される製品は対象外とする。

1) 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造または委託製造されたトナーカートリッジをいう。

2) 「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装または同梱される印刷物または取扱説明書のいずれ

かに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。

3 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機等、プリンタ等及びファクシミリなどの機器に使用されるインクを充填したインクタンクおよび印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」または「再生インクカートリッジ」をいう。

1) 「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造または委託製造されたインクカートリッジをいう。

2) 「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装または同梱される印刷物または取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。

4 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。

5 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入された製品質量または回収したトナーカートリッジ質量のうち、再使用またはマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。

6 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入された製品質量または回収したカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元またはコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。

7 トナーカートリッジに係る判断の基準 及びインクカートリッジに係る判断の基準 の「回収システムがあること」とは、次の要件をともに満たすことをいう。

ア．製造事業者または販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し、または他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．カートリッジ本体に、製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザが見やすいように記載していること。

ウ．製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書またはウェブのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。

8 トナーカートリッジに係る判断の基準 及びインクカートリッジに係る判断の基準 の「適正処理されるシステムがあること」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。

9 トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。

ア．トナー及びインクには、以下の ~ の各物質が意図的に添加されていないこと。

カドミウム、鉛、水銀、六価クロム及びその化合物

EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 I により次の R 番号の表示が義務付けられている物質

- R26（吸入すると強毒性）
- R27（皮膚接触すると強毒性）
- R40（発がん性の限定的な証拠がある）
- R42（吸入すると感作性の可能性がある）
- R45（発がん性がある）
- R46（遺伝可能な損害を引き起こす可能性がある）

- R48 (長期ばく露により重度の健康障害の危険性)
- R49 (吸入すると発がん性がある)
- R60 (生殖能力に危害を与える可能性がある)
- R61 (胎児に危害を与える可能性がある)
- R62 (場合によっては生殖能力に危害を与える可能性がある)
- R63 (場合によっては胎児に危害を与える可能性がある)
- R64 (母乳を介して乳児に危害を与える可能性がある)
- R68 (不可逆的な危害の可能性ある)

EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 及び 1999/45/EC により、製品全体として危険シンボルを表示する必要性を生じさせる物質

EC 理事会指令 2002/61/EC に基づく別表 1 の発癌性の芳香族アミンを放出する可能性のあるアゾ着色剤 (染料または顔料)

イ. トナー及びインクに関し、Ames 試験において陰性であること。

ウ. トナー及びインクの MSDS (化学物質等安全データシート) を備えていること。

別表 1 アゾ基の分解により生成してはならないアミン

	化学物質名	CAS No .
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	<i>o</i> -アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	<i>p</i> -クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4 -ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3 -ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3 -ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3 -ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3 -ジメチル-4,4 -ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	<i>p</i> -クレシジン	120-71-8
15	4,4 -メチレン - ビス - (2 - クロロアニリン)	101-14-4
16	4,4 -オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4 -チオジアニリン	139-65-1
18	<i>o</i> -トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	<i>o</i> -アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-90-3

10 各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア. カートリッジ等の品質保証がなされていること。

自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー/インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証 (使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等) がなされていること (一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約または保証期間内であっても有償となる場合が多い)

本項の判断の基準を満足する製品の使用に起因するコピー機等、プリンタなどの機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報 (製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等) 及び発生した問題を記録するよう努めること

イ．使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。

写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること

新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること

(2) 目標の立て方

当該年度のトナーカートリッジ及びインクカートリッジの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

6 . 家電製品

6 - 1 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫 電気冷凍冷蔵庫 電気冷凍庫	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。 冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。 特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有情報がウェブを始めラベル等で容易に確認できる製品であること。</p> <p>【配慮事項】 冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
---------------------------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷凍冷蔵庫」及び「電気冷凍庫」に含まれないものとする。

熱電素子を使用するもの

業務の用に供するために製造されたもの

吸収式のもの

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 3 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)に定める方法によること。なお、判断の基準 については、電気冷凍庫には適用しない。
- 4 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

種 別	区 分			基準エネルギー消費効率算定式
	冷却方式	定格内容積	冷蔵室区画の扉の枚数	
電気冷蔵庫及び 電気冷凍冷蔵庫	冷機自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_1+155$
	冷機強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_1+220$
		300 リットル超	1 枚	$E=0.302 \times V_1+343$
			2 枚以上	$E=0.296 \times V_1+374$
電気冷凍庫	冷機自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_2+155$
	冷機強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_2+220$
		300 リットル以下		$E=0.302 \times V_2+343$

備考) 1 E及び V_1 、 V_2 は、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V_1 ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じた数値に冷蔵室以外の貯蔵室の定格内容積を加え、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

V_2 ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じ、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

- 2 「特定技術」とは、インバーター技術及び真空断熱技術をいう。
- 3 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 286 号（平成 18 年 9 月 19 日）の「2 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。
- 4 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 287 号（平成 18 年 9 月 19 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫及び電気冷凍庫の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

6 - 2 テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

<p>テレビジョン受信機</p>	<p>【判断の基準】 ブラウンを有するテレビジョン受信機（以下「ブラウン管テレビ」という。）にあつては、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。 液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）にあつては、表2に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。 プラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）にあつては、表3に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。 特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブを始めラベル等で容易に確認できる製品であること。</p> <p>【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
------------------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

産業用のもの

水平周波数が 33.8 キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの

海外からの旅行者向けのもの

リアプロジェクション方式のもの

受信方サイズが 10 型若しくは 10V 型以下のもの

ワイヤレス方式のもの

液晶テレビのうち直視型蛍光管バックライトを使用するもの以外のもの

プラズマテレビのうち垂直方向の画素数が 1,080 以上であつて水平方向の画素数が 1,920 以上のもの

電子計算機用ディスプレイであつてテレビジョン放送受信機能を有するもの

- 2 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。
- 3 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 4 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- 5 テレビジョン受信機の調達に当たっては、平成 23 年 7 月に現行のアナログ放送が終了することから、使用期間等を勘案し、地上デジタルテレビ放送への対応にも留意すること。

表1 ブラウン管テレビに係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

走査方式	区 分				基準エネルギー消費効率算定式
	アスペクト比	偏向角度	形 状	機 能	
通常走査方式のもの	4:3	100度以下のもの	フラット型以外	VTR(又はDVD)内蔵のもの以外	$E=2.5 \times S+32$
				VTR(又はDVD)内蔵のもの	$E=2.5 \times S+60$
			フラット型	VTR(又はDVD)内蔵のもの以外	$E=2.5 \times S+42$
			VTR(又はDVD)内蔵のもの	$E=2.5 \times S+72$	
		100度超のもの	フラット型以外	VTR(又はDVD)内蔵のもの以外	$E=5.1 \times S+ 4$
				VTR(又はDVD)内蔵のもの	$E=5.1 \times S+24$
	フラット型		VTR(又はDVD)内蔵のもの以外	$E=5.1 \times S+21$	
		VTR(又はDVD)内蔵のもの	$E=5.1 \times S+49$		
	16:9	フラット型以外	VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	VTR(又はDVD)内蔵のもの以外	$E=5.1 \times S-11$
				VTR(又はDVD)内蔵のもの	$E=5.1 \times S+17$
			VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	$E=5.1 \times S+ 6$
				VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	$E=5.1 \times S+13$
				VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	$E=5.1 \times S+59$
		フラット型	VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	VTR(又はDVD)内蔵のもの以外	$E=5.1 \times S- 1$
				VTR(又はDVD)内蔵のもの	$E=5.1 \times S+27$
			VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	$E=5.1 \times S+16$
VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの				$E=5.1 \times S+23$	
VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの				$E=5.1 \times S+69$	
倍速走査方式のもの			アナログハイビジョンテレビ	$E=5.5 \times S+72$	
			アナログハイビジョンテレビ以外のもの	$E=5.5 \times S+41$	

備考) 1 「受信機型サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。以下表2及び表3において同じ。

2 「フラット型」とは、ブラウン管表面の中心と周辺部間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率比が0.5%以下のもの(ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス5ミリメートル以内のこと。)を使用したものをいう。

3 「アナログハイビジョンテレビ」とは、走査線数1,125本であって、画面の横縦比が16:9のブラウン管テレビのうち、MUSEデコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。

4 「付加機能」とは、2チューナー2画面分割機能、文字多重放送受信機能、MUSE-NTSCコンバータをいう。

5 E及びSは次の数値を表すものとする。以下表2及び表3において同じ。

E: 基準エネルギー消費効率(単位: kWh/年)

S: 受信機型サイズ

6 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第48号(平成18年3月29日)の「2エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2及び表3において同じ。

表2 液晶テレビに係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式

アスペクト比	画素数	受信機型サイズ	区 分		基準エネルギー消費効率又は算定式	
			機 能	付 加 価 値		
4:3	垂直方向の画素数が650未満	15V型未満	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	E=44	
				付加機能を1つ有するもの	E=58	
				付加機能を2つ有するもの	E=72	
		15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	E=58	
				HDDを有するもの	E=72	
				付加機能を1つ有するもの	E=5.9×S-31	
	垂直方向の画素数が650以上	15V型未満	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	E=5.9×S-45	
				付加機能を1つ有するもの	E=5.9×S-31	
				付加機能を2つ有するもの	E=5.9×S-16	
		15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	E=5.9×S-31	
				HDDを有するもの	E=5.9×S-16	
				付加機能を1つ有するもの	E=5.4×S-32	
16:9	垂直方向の画素数が650未満			アナログ放送のみ受信可能で下記以外のもの	E=8.1×S-86	
				付加機能を1つ有するもの	E=8.1×S-72	
				付加機能を2つ有するもの	E=8.1×S-58	
				デジタル放送受信可能で下記以外のもの	E=7.5×S-45	
				付加機能を1つ有するもの	E=7.5×S-31	
				付加機能を2つ有するもの	E=7.5×S-17	
	垂直方向の画素数が650以上1080未満				アナログ放送のみ受信可能で下記以外のもの	E=8.1×S-66
					付加機能を1つ有するもの	E=8.1×S-52
					付加機能を2つ有するもの	E=8.1×S-38
					デジタル放送受信可能で下記以外のもの	E=7.5×S-40
					付加機能を1つ有するもの	E=7.5×S-25
					付加機能を2つ有するもの	E=7.5×S-11
	垂直方向の画素数が1080以上				付加機能を3つ有するもの	E=7.5×S-3
					下記以外のもの	E=8.9×S-55
					付加機能を1つ有するもの	E=8.9×S-41
					付加機能を2つ有するもの	E=8.9×S-26
					付加機能を3つ有するもの	E=8.9×S-12

備考) 1 「HDD」とは、磁気ディスク装置をいう。以下同じ。

2 「付加機能」とは、DVD(録画機能を有するものに限る。)、HDD、ダブルデジタルチューナーをいう。

表3 プラズマテレビに係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

受信機型サイズ	区 分	基準エネルギー消費効率算定式
	付 加 価 値	
43V 型未満	下記以外のもの	$E=7.9 \times S+30$
	付加機能を1つ有するもの	$E=7.9 \times S+44$
	付加機能を2つ有するもの	$E=7.9 \times S+58$
	付加機能を3つ有するもの	$E=7.9 \times S+73$
43V 型以上	下記以外のもの	$E=15.9 \times S-314$
	付加機能を1つ有するもの	$E=15.9 \times S-300$
	付加機能を2つ有するもの	$E=15.9 \times S-286$
	付加機能を3つ有するもの	$E=15.9 \times S-272$

備考) 「付加機能」とは、DVD(録画機能を有するものに限る。)、HDD、ダブルデジタルチューナーをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7. エアコンディショナー等

7-1 エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

エアコンディショナー	<p>【判断の基準】</p> <p>冷暖房の用に供するエアコンディショナーであって、直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>上記以外の冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有情報がウェブを始めラベル等で容易に確認できる製品であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
------------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

冷房能力が28kWを超えるもの

水冷式のもの

圧縮用電動機を有しない構造のもの

電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの

機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの

専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの

スポットエアコンディショナー

車両その他の輸送機関用に設計されたもの

室外測熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの

冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの

高气密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、換気装置と連動した制御を行う構造のもの

専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの

床暖房又は給湯の機能を有するもの

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 3 判断の基準 については、ユニット型エアコンディショナー（パッケージ用のものを除く。）に適用することとし、特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。
- 4 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- 5 空冷式熱交換器にドレン水または雨水を噴霧または散水することにより、潜熱を利用して冷却効果を高め、熱交換器から発生する顕熱を抑制する省エネルギー補助装置について、今後の技術開発や市場化の動向を踏まえ、品目への追加の検討を実施する。

表1 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
冷房能力	室内機の寸法タイプ	
3.2kW 以下	寸法規定タイプ	5.8
	寸法フリータイプ	6.6
3.2kW 超 4.0kW 以下	寸法規定タイプ	4.9
	寸法フリータイプ	6.0

- 備考) 1 「室内機の寸法タイプ」とは、室内機の横幅寸法 800 ミリメートル以下かつ高さ 295 ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし、それ以外を寸法フリータイプとする。
- 2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 285 号(平成 18 年 9 月 19 日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表2 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.85
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.17
	7.1kW 超	3.10
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW 以下	3.96
	2.5kW 超 3.2kW 以下	3.96
	3.2kW 超 4.0kW 以下	3.20
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.12
	7.1kW 超	3.06
ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW 以下	3.02
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.02
	7.1kW 超	3.02
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	4.12
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.23
	7.1kW 超	3.07

- 備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。以下表3について同じ。
- 2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。以下表3について同じ。
- 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第285号(平成18年9月19日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(1)」による。以下表3について同じ。

表3 冷房の用のみに供するエアコンディショナーに係る基準冷房エネルギー消費効率

ユニットの形態	区 分		基準エネルギー消費効率
	冷 房 能 力		
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの			2.67
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW 以下		3.64
	2.5kW 超 3.2kW 以下		3.64
	3.2kW 超 4.0kW 以下		3.08
	4.0kW 超 7.1kW 以下		2.91
	7.1kW 超		2.81
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW 以下		2.88
	4.0kW 超 7.1kW 以下		2.85
	7.1kW 超		2.85
ダクト接続形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW 以下		2.72
	4.0kW 超 7.1kW 以下		2.71
	7.1kW 超		2.71
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下		3.23
	4.0kW 超 7.1kW 以下		3.23
	7.1kW 超		2.47

(2) 目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

8 . 温水器等

8 - 4 ガス調理機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス調理機器	<p>【判断の基準】 こんろ部については、表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 グリル部については、表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。

ガスオープン

業務の用に供するために製造されたもの

ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの

ガスグリル

ガスクッキングテーブル

ガス炊飯器

カセットこんろ

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 1 ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

ガス調理機器の種別	区 分		こんろ部 基準エネルギー消費効率
	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	2 口以下	56.3
		3 口以上	52.4
	組込形	2 口以下	53.0
		3 口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

備考) 1 「ガスレンジ」とは、ガスオープンとガスこんろを組み合わせたものをいう。

- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
- 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 6 こんろ部のエネルギー消費効率の算定は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第56号（平成18年3月29日）の「3エネルギー消費効率の測定方法(1)」による。

表2 ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率

区 分		グリル部
燃焼方式	調理法式	基準エネルギー消費効率の算定式
片面焼き	水あり	$E=25.1Vg+123$
	水なし	$E=25.1Vg+16.4$
両面焼き	水あり	$E=12.5Vg+172$
	水なし	$E=12.5Vg+101$

備考) 1 E及びVgは、次の数値を表すものとする。

E：グリル部基準エネルギー消費効率（単位：Wh）

Vg：庫内容積（単位：L）

- 2 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。
- 3 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。
- 4 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。
- 5 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。
- 6 「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下2桁で四捨五入した数値をいう。
- 7 グリル部のエネルギー消費効率の算定は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第56号（平成18年3月29日）の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2)目標の立て方

当該年度のガス調理機器の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする

9 . 照明

9 - 2 ランプ

(1) 品目及び判断の基準等

<p>蛍光ランプ (直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)</p>	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 高周波点灯専用形 (Hf) であること。 ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、以下の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率、ランプ効率で 80lm/W 以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ．管径は 32.5 (±1.5) mm 以下であること。 エ．水銀封入量は製品平均 10mg 以下であること。 オ．定格寿命は 10,000 時間以上であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>電球形状のランプ</p>	<p>【判断の基準】 使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、次のいずれかの要件を満たすこと。 LED ランプである場合は、定格寿命は 20,000 時間以上であること。 LED 以外の電球形状のランプ (電球形蛍光ランプを含む。) である場合は、以下の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率、ランプ効率で 40lm/W 以上であること。 イ．電球形蛍光ランプにあっては、水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 ウ．定格寿命は 6,000 時間以上であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形状のランプ」は、ソケットにそのまま使用可能であって、フィラメント式ランプの代替となるものとする。
- 2 本項の「LED ランプ」とは、一般照明として使用する LED 使用の電球形状のランプ及び一般照明以外の特殊用途照明として使用する電球形状のランプとする。
- 3 本項の LED ランプの「定格寿命」とは、初期の光度が 70%まで減衰するまでの時間とする。
- 4 **電球形状のランプについては、人感センサー、調光機能の付いた回路、非常用照明 (直流電源回路) 等の使用条件を勘案し、必ずしも上記判断の基準に依らず、用途に適したランプを選択して使用すること。**

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度における調達総量 (本数又は個数) に占める基準を満たす物品の数量 (本数又は個数) の割合とする。

13 . インテリア・寝装寝具

13 - 1 カーテン等

(1) 品目及び判断の基準等

カーテン 布製ブラインド	<p>【判断の基準】</p> <p>使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
---------------------	--

備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リッター等）を再生した繊維をいう。

2 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーテンまたは布製ブラインドの調達総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

13-3 毛布等

(1) 品目及び判断の基準等

毛布	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
ふとん	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ふとん側地又は中わたに使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、ふとん側地又は中わたの繊維重量比で10%以上使用されていること。 使用済みふとんの中わたを打ち直し、再使用したわたが中わたの繊維重量比で80%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>

備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リクター等）を再生した繊維をいう。

2 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

(2) 目標の立て方

毛布にあっては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(枚数)に占める基準を満たす物品の数量(枚数)の割合とする。

ふとんにあっては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用したふとん、または、再使用したわたを中わたに使用したふとんの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(枚数)に占める基準を満たす物品の数量(枚数)の割合とする。

13 - 4 ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

ベッドフレーム	<p>【判断の基準】</p> <p>金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は、木質の場合は、紙の場合はの要件を満たすこと。また、材料に木質が含まれている場合はア、紙が含まれている場合はイの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材が使用されていること。</p> <p>イ．材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m² h 以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。</p> <p>イ．紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>材料に木質が含まれる場合にあつては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>材料に紙が含まれている場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
---------	--

<p>マットレス</p>	<p>【判断の基準】 主要部品(フェルトを除く)に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂(PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが、ポリエステルを使用している繊維部品全体重量比で10%以上使用されていること。 フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--------------	--

備考) 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

2 高度医療に用いるもの(手術台、ICUベッド等)については、本項の判断の基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

4 放散速度が0.02mg/m²h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ウ. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F の基準を満たしたもの。

エ. 上記 ア. 以外の木質材料については、日本工業規格 A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

5 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう(ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。)

6 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リントー等)を再生した繊維をいう。

7 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

8 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

9 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。

10 木質及び紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している

原木に係る合法性の確認については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の割合とする。

16 . 設備

(1) 品目及び判断の基準等

太陽光発電システム	<p>【判断の基準】 商用電源の代替として、太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができるシステムであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
太陽熱利用システム	<p>【判断の基準】 給湯用又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用したシステムであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用や材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
燃料電池	<p>【判断の基準】 商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
生ゴミ処理機	<p>【判断の基準】 バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。</p>

<p>節水装置</p>	<p>< 共通事項 > 電気を使用しないこと。</p> <p>< 個別事項 > 節水コマにあっては、次の要件を満たすこと。 ア . ハンドルを 120 ° に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 20% を超え 70% 以下の吐水流量であること。 イ . ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 70% 以上の吐水流量があること。 定流量弁にあっては、水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は 5 ~ 8 リットル/分であること。 泡沫キャップにあっては、次の要件を満たすこと。 ア . 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80% 以下であること。 イ . 水圧 0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において 5 リットル/分以上の吐水流量であること。</p> <p>【配慮事項】 取替用のコマにあっては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。 使用用途における従前どおりの使用感であること。 吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</p>
-------------	---

- 備考) 1 「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。
- 2 本項の判断の基準の対象となる「節水コマ」は、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。
- 3 「定流量弁」とは、弁の入口側または出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁をいう。なお、一般に流量設定が可変のものは流量調整弁、流量設定が固定式のものを定流量弁という。
- 4 本項の判断の基準の対象となる「定流量弁」は、手洗い、洗顔または食器洗浄に用いるものであって、次の要件を満たすものとする。
- ア . ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁であること。
- イ . 設置箇所以降で分岐を行わないこと。分岐の後に定流量弁を取り付けること。また、定流量弁 1 個は、水栓 1 個に対応すること。
- ウ . 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。
- 5 本項の判断の基準の対象となる「泡沫キャップ」は、水流にエア-を混入することにより、節水が図れるキャップとする。

(2) 目標の立て方

太陽光発電システム又は燃料電池にあつては、当該年度における調達による各品目ごとの総設備容量（kW）とする。

太陽熱利用システムにあつては、当該年度における調達による総集熱面積（ m^2 ）とする。

太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの複合システムにあつては、当該年度における調達による総設備容量（kW）及び総集熱面積（ m^2 ）とする。

生ゴミ処理機にあつては、当該年度における調達（リース・レンタル契約及び食堂運営受託者による導入を含む）総量（台数）とする。

節水装置にあつては、当該年度における調達総量（個）とする。

18 . 役務

18 - 2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	<p>【判断の基準】 印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。（ただし、冊子形状のものについては表紙を除く。） 古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等が使用されていないこと。また、冊子形状の表紙に次に掲げる材料等が使用されている場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ホットメルト接着剤（難細裂化改良EVA系ホットメルト接着剤、ポリウレタン系ホットメルト接着剤及び水溶性ホットメルト接着剤を除く。）・プラスチック類（紙のコーティング又はラミネートに使用するものを除く。）・布類、不織布・樹脂含浸紙（水溶性のものを除く。） 硫酸紙、捺染紙、感熱性発泡紙（点字印刷に用いる場合を除く。） 合成紙、インディアペーパー・UVインキ（フォーム印刷に用いる場合又はハイブリッドUVインキを除く。） 発泡インキ（点字印刷に用いる場合を除く。） 金・銀・パールインキ（オフセット用のものを除く。）・立体印刷物（印刷物にレンチキュラーレンズを貼り合わせたもの。）・芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等） <p>オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤（動植物油系等の溶剤を含む。）のみを用いる印刷用インキが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。 古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <ul style="list-style-type: none">・カーボン紙、ノーカーボン紙・ビニル又はポリエチレン等のラミネート紙・感熱紙、芳香紙 <p>原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等（CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>低VOC化に配慮されていること。</p>
----	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とする。

2 「芳香族成分」とは、日本工業規格 K2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。

18 - 3 食堂

(1) 品目及び判断の基準等

食堂	<p>【判断の基準】 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂であって、生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 繰り返し利用できる食器が使われていること。</p> <p>【配慮事項】 生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。 生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。</p>
----	--

備考) 会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等から調達する場合は、本項の判断の基準が適用される。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する基準を満たす食堂の総件数とする。

18 - 6 庁舎管理等

(1) 品目及び判断の基準等

庁舎管理	<p>【判断の基準】</p> <p>庁舎管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>常駐管理の場合にあっては、当該施設において実施すべき、次のアからウに関する措置等を選定するとともに、当該措置等に関連する設備・機器等の運転条件、計測頻度、保守・点検頻度、方法等の管理基準を定め、実施されるものであること。</p> <p>ア．温湿度の適切な設定及び管理がなされていること。</p> <p>イ．照明効率を維持するための措置が講じられていること。</p> <p>ウ．空調設備、熱源設備のエネルギー効率を維持するための措置が講じられていること。</p> <p>常駐管理の場合にあっては、で定めた措置等の実施状況の他、エネルギーの使用量、水の使用量又は廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告するとともに、エネルギーの使用量、水の使用量又は廃棄物の排出量が、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、次の提案が行われるものであること。</p> <p>ア．エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析を実施するとともに、分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策（施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む。）</p> <p>イ．水の使用量が増加した場合は、その要因分析を実施するとともに、分析結果を踏まえた適切な節水対策（施設利用者と連携して行う節水対策を含む。）</p> <p>ウ．廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析を実施するとともに、分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策（施設利用者と連携して行う廃棄物排出抑制対策、省資源対策を含む。）</p> <p>常駐管理以外の場合にあっては、空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備、給排水衛生設備等の稼働状況を集計し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、その原因及び対応方策について提案が行われるものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」を踏まえ、庁舎におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図ること。</p> <p>施設のエネルギー管理、使用実態に関する分析・評価に当たっては、各種管理・評価ツールの活用を努めること。</p> <p>庁舎管理に空気調和設備のメンテナンスを含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏洩の防止及び充填等作業に伴う大気放出の抑制に努めること。</p> <p>常駐管理以外の場合にあっては、ごみの回収量を毎月集計し、前月比で著しく増加した場合は、その原因及び対応方策について提案を行い改善に努めること。</p> <p>庁舎管理において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。</p>
------	--

清掃	<p>【判断の基準】 清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。 ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。</p> <p>【配慮事項】 清掃に用いる洗剤、ワックス等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 補充品等は、過度な補充を行わないこと。 清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。</p>
----	--

- 備考) 1 庁舎管理に係る判断の基準 及び については、役務の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。
- 2 庁舎管理に係る判断の基準 の施設において実施すべき措置等は、当該施設の設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、別表を参考として選定するものとする。
- 3 「施設利用者」とは、入居者または来庁舎をいう。
- 4 庁舎管理に係る判断の基準 及び については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する庁舎管理業務及び清掃業務の総件数に占める基準を満たす庁舎管理業務及び清掃業務の件数の割合とする。

別表

庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

対象設備等	省エネルギー対策（例）	選択提案	管理基準（例）	日常・定期点検	利用者の協力	管理運用面
受変電設備	受変電室の室内温度の見直し		季節ごとに実施			
	デマンドの状況により手動によるこまめな調節		随時実施			
	進相用コンデンサによる力率管理の徹底		随時実施			
照明設備	作業スペースの過剰照明、窓際の間引き		利用状況に応じ実施			
	廊下・ホールの消灯、間引きの徹底		利用状況に応じ実施			
	トイレ・給湯室不在時の消灯		毎日実施			
	空室・倉庫等の消灯		毎日実施			
	昼休みの消灯		毎日実施			
	残業時間帯における部分消灯、場所の集約化		毎日実施			
	始業点灯時間の短縮・制限		毎日実施			
	器具の清掃による照明効率の向上		年1回以上実施			
	定期的なランプ交換の実施		1回 / 2～3年			
	間仕切りの取り止め		適宜実施			
	OAレバーの取り止め		適宜実施			
	机の配置、作業個所の適正化		適宜実施			
	ソーラータイマーのこまめな調整		月1回以上実施			
局部照明の採用		随時実施				
手動によるこまめな点消灯		随時実施				
搬送設備	エレベータ・エスカレータの運転間引き		毎日実施			
	階段利用の促進		毎日実施			
	停止階の間引き		毎日実施			
	庁舎内配送共同化の実施		毎日実施			
給排水・衛生設備	給湯時間の制限と給湯範囲の縮小		季節・外気温に応じ実施			
	夏期における手洗い場等の給湯の停止		当該期間毎日実施			
	給湯温度の設定変更		毎日実施			
	使用上、支障の無い範囲で給水・給湯の分岐バルブを絞込み		必要に応じ実施			
給排気設備	機械室、電気室、倉庫の換気量の制限		随時実施			
	不使用室の換気停止（倉庫、機械室等）		随時実施			
	窓の開閉による自然換気の採用		季節・外気温に応じ実施			
	ファンベルトの点検・交換		年2回以上実施			

対象設備等	省エネルギー対策（例）	選択 提案	管理基準（例）	日常・ 定期点検	利用者 の協力	管理 運用面
熱源・空調設備共通	室内設定温湿度条件の変更		季節・外気温に応じ実施			
	運転時間の短縮など機器の起動・停止期間の最適化		毎日実施			
	季節毎・室内負荷状況に応じた運転方法の最適化		毎日実施			
	空調終了前に関連補機（外調機・熱源機器）などの停止の励行		毎日実施			
	インテリア・ペリメータの年間冷暖房の取り止め		季節・外気温に応じ実施			
	温湿度センサの取付位置の適正化		年2回以上実施			
	吹出し口の位置、方向の調整による温度分布均一化		年2回以上実施			
	冷暖房期間の短縮化		季節・外気温に応じ実施			
	空室・倉庫等の空調換気の停止		毎日実施			
	運転時間の短縮		毎日実施			
	残業時間帯の空調制限		毎日実施			
	ブラインド・カーテンの休日前の閉止による休日明けの空調負荷の低減		毎日実施			
	早朝・深夜の清掃作業における空調制限		毎日実施			
	空調時間帯の扉・窓開放の禁止		季節・外気温に応じ実施			
	空調の障害となる間仕切り・家具の配置の変更		随時実施			
	共用部の温度設定を居室よりも緩和する措置の実施		毎日実施			
	個人差による衣服の調整など居室者に対する啓蒙活動の実施		季節ごとに実施			
屋上等への散水の実施（気化熱による水打ち効果）		季節・外気温に応じ実施				
個別空調機	各種センサを含む自動制御装置の適正保守の実施		随時実施			
	エアフィルタの定期清掃の実施		年2回以上実施			
	冷温水フィンコイルの定期清掃の実施		年2回以上実施			
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去		随時実施			
	ウォーミングアップ制御の採用		毎日実施			
	空調立ち上げ時に対し定常運転後に設定温度を2～3上げる措置の実施		季節・外気温に応じ実施			
	窓の開閉による自然換気の採用		季節・外気温に応じ実施			
	ナイトパージの実施		季節・外気温に応じ実施			
	ショートサーキットの防止		随時実施			
	スケジュール運転の実施		随時実施			
	ダクトのエア漏れ・水漏れ・保温材の脱落等について保守管理の徹底		年2回以上実施			
	全熱交換器の清掃管理		年2回以上実施			
	全熱交換器の停止措置		季節・外気温に応じ実施			
	ゼロエネルギーバンドの最適化		毎日実施			

対象設備等	省エネルギー対策（例）	選択提案	管理基準（例）	日常・定期点検	利用者の協力	管理運用面
セントラル空調システム 関連	省エネ温度管理の実施（冷水は高め、温水は低め）		毎日実施			
	冷温水の大温度差運転の制御運転の実施（ポンプの搬送動力の低減）		随時実施			
	冷温水・冷却水の定期的な水質管理の実施（熱伝導率低下の防止）		随時実施			
	空調終了30分程度前での熱源機器の停止		毎日実施			
ボイラ	空気比・排ガス温度等燃焼装置の最適化の実施		随時実施			
	伝熱面の清掃・スケール等の除去		年2回以上実施			
	熱交換器類の伝熱面の管理		月1回以上実施			
	ボイラーの水質管理		月1回以上実施			
	蒸気トラップの機能維持（ドレンの回収）の実施		月1回以上実施			
	機器のCOP値（効率）の管理		随時実施			
冷凍機	冷凍機の運転圧力の適正管理		随時実施			
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施		必要に応じ実施			
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施		年2回以上実施			
	マンオメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施		年2回以上実施			
	機器のCOP値（効率）の管理		随時実施			
冷温水発生機・吸収式冷凍機	機内の機密の適正な維持管理		随時実施			
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施		年2回以上実施			
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施		年2回以上実施			
	マンオメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施		年2回以上実施			
	機器のCOP値（効率）の管理		随時実施			
冷却塔	充填材の汚れ、水質の汚れ等の管理		随時実施			
	冷却塔水槽の清掃		随時実施			
	冷却水の薬注管理の実施		随時実施			
ポンプ関連	二次ポンプの起動・停止・圧力・流量の最適化の実施		随時実施			
	グランドパッキン等の水量適正管理の実施		月1回以上実施			
	断熱材の状態管理		年2回以上実施			
	3管・4管式設備の場合、状況に応じた運転停止などの実施		随時実施			
蓄熱槽	蓄熱槽における水・氷蓄熱量の最適化運転の実施		随時実施			
	槽内温度分布の適正管理		随時実施			
ファンコイル	ペリメータ用ファンコイルの運転最適化（時間帯・設定温度）		季節・外気温に応じ実施			
	エアフィルタの定期的な清掃		月1回以上実施			
	冷温水フィンコイルの定期的な清掃		月1回以上実施			
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去		随時実施			
空冷ヒートポンプ	室外機フィンコイルの定期的な洗浄		年2回以上実施			
	室内機フィンコイルの定期的な洗浄		年2回以上実施			
	室内機のエアフィルタの定期的な清掃		月1回以上実施			
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理		随時実施			
	全熱交換器の清掃		年2回以上実施			
	全熱交換器の停止措置		季節・外気温に応じ実施			

対象設備等	省エネルギー対策（例）	選択提案	管理基準（例）	日常・定期点検	利用者の協力	管理運用面
水冷パッケージ方式	室内機フィンコイルの定期的な洗浄		年2回以上実施			
	エアフィルタの定期的な清掃		月1回以上実施			
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理		随時実施			
	全熱交換器の清掃		年2回以上実施			
	全熱交換器の停止措置		季節・外気温に応じ実施			
	冷却水薬洗の実施		月1回以上実施			
その他	自動販売機の節電（照明を消灯・夜間運転停止時）の実施		毎日実施			
	OA機器は昼休み等にスイッチをOFF		毎日実施			
	ブラインド・カーテンの有効利用		毎日実施			
	省エネに必要なエネルギーデータの把握		毎日実施			

- 注：「選択提案」は当該施設において実施すべき措置等で選定または提案された項目
「日常・定期点検」は日常点検・定期点検業務で実施可能な項目
「利用者の協力」は施設利用者（入居者、来庁者）に協力を求めることにより実施可能な項目
「管理・運用面」は設備・機器等の管理・運用面において実施可能な項目

18 - 7 輸配送

(1) 品目及び判断の基準等

輸配送	<p>【判断の基準】 エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 エネルギー効率を維持するため車両の点検・整備を実施していること。 モーダルシフトを実施していること。 輸配送効率の向上のための措置が講じられていること。 上記 については使用実態、取組効果の数値が、上記 から については実施の有無がウェブをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <p>【配慮事項】 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」を踏まえ、輸配送におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図ること。 低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による輸配送が実施されていること。 輸配送に使用する車両台数を削減するため積載率の向上が図られていること。 輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。 販売されている宅配便、小包郵便物等の包装用品については、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 事業所、集配拠点等の施設におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めること。 契約により輸配送業務の一部を行う者に対して、可能な限り環境負荷低減に向けた取組を実施するよう要請するものとする。</p>
-----	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物(一般、冊子等)及びメール便をいう。

1) 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。

2) 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量 30kg 以下の一口一個の貨物をいう。

3) 「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量 1kg 以下の一口一冊の貨物をいう。

2 「エコドライブ」とはエコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(平成 18 年 10 月)をいう。

(参考) ふんわりアクセル『eスタート』 加減速の少ない運転 早めのアクセルオフ
 エアコンの使用を控えめに アイドリングストップ 暖機運転は適切に 道路交通情報の活用
 タイヤの空気圧をこまめにチェック 不要な荷物は積まずに走行 駐車場所に注意

3 判断の基準 の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たす

ことをいう。

ア．エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ．エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）エコドライブの推進体制を整備していること。

ウ．エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ．運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。

4 判断の基準 の「車両の点検・整備」とは、車両のエネルギー効率を維持することを目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

5 「モーダルシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関（モード）の転換（シフト）を図ることをいう。

6 判断の基準 の「輸配送効率の向上のための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。

ア．事前にエネルギーの使用に関して効率的な輸配送経路を選択し、運転者に周知していること。

イ．渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択できる仕組みを有していること。

ウ．輸配送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。

エ．輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること。

7 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律 77 号）第 2 条第 4 項に規定する環境報告書をいう。

8 「契約により輸配送業務の一部を行う者」とは、本項の役務の対象となる輸配送業務の一部を当該役務の提供者のために実施するものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する輸配送業務の総件数に占める基準を満たす輸配送業務の件数の割合とする。

車両のエネルギー効率の維持に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
	点検・整備の責任者を点検・整備に関する権限を明確にした上で任命していること。
	点検・整備について、運転者を対象に教育を行うとともに、情報の提供を行っていること。
	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
	点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。
	目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
	エアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、整備事業者点検・整備を依頼していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
	（エアフィルタ関連）
	エアフィルタの清掃・交換に当たっては、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（エンジンオイル関連）
	エンジンオイルの交換に当たっては、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（燃料噴射系関連）
	燃料噴射系のオーバーホールや交換に当たっては、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（その他）
	タイヤの空気圧の点検・調整は、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
	トランスミッションオイルの漏れの点検は、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	トランスミッションオイルの交換は、走行距離または使用期間による自主的な管理基準し、実施していること。
	デファレンシャルオイルの漏れの点検は、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	デファレンシャルオイルの交換は、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「 」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「 」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

18 - 8 小売業務

(1) 品目及び判断の基準等

庁舎等において営業を行う小売業務	<p>【判断の基準】 庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあつては、容器包装廃棄物の排出の抑制のために、次のいずれかの要件を満たすこと。 薄肉化又は軽量化された容器包装が使用されていること、または、商品に応じて適正な寸法の容器包装が使用されていること。 消費者の容器包装の利用抑制を促進するための独自の取組が行われていること。 消費者に容器包装を有償で提供すること。</p> <p>【配慮事項】 店舗において取り扱う商品については、可能な限り簡易包装等により容器包装の使用量を削減した商品であること。</p>
------------------	---

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する基準を満たす契約件数の総件数とする。